

諮問庁：日本年金機構

諮問日：平成27年10月30日（平成27年（独情）諮問第55号）

答申日：平成28年10月3日（平成28年度（独情）答申第37号）

事件名：特定組合に対する督促の状況が分かる文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

日本年金機構の特定組合に対する督促の状況がわかる書類（平成27年7月末まで）（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく平成27年8月26日付けの開示請求に対し、日本年金機構（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が同年9月11日付け年機構発第33号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）異議申立書

##### ア 日本年金機構の特定部の特定グループ

複数の特定職員の不適切、及び開示請求制度の特定年金事務所への誤った指導。

特定職員の説明責任、書面での詫び状の未提出。（電話で詫びれば済むという態度）

この件で私自身が2日間も時間を無駄にした。

また、特定職員の所属するグループでは勉強不足であり、この問題解決は困難である。

##### イ この組合に対する、特定年金事務所の約6年間の不法措置（別紙参照）

日本年金機構が平成21年に補助事業である所の社会保険料を徴収すれば、このような結果には至らなかった。

ウ また、厚生労働省だけでなく、弊社を含む多くの企業が被害を受けている。特定年金事務所による特定組合に対する督促の状況が分かる書類の写しの、開示を求む。

## (2) 意見書

今回の開示請求は、日本年金機構の過去を振り返らず、まだ尚反省なく働く職員の業務態度を正すべき為の請求です。

特定組合の、厚生労働省からの補助金が支払われていない職員への年金・労賃、平成21年より平成27年7月までの督促の状況が分かる文書を開示する事によって、年金事務所の未集金経過、その結果、特定町役場の公文書偽造が発生し、たくさんの犠牲者（企業を含む）が出たことが確認できます。

特定組合は、平成23年度以降は全く機能していなく、特定町に保護され今日まで経過していたもので、言葉巧みに騙され続けた年金職員の責任は多大であります。

どうかまた公的資金で補填せず、きちんと日本年金機構で調査していただき、全国でこのような事が起きないように貴審査会の配慮をお願い申し上げます。

尚、私は不開示であっても、特定町及び特定組合を、裁判所を通して訴える所存です。

1 は、年金機構に提出した書類です。

2 は、今回貴審査会に提出する書類です。

(異議申立書及び意見書の、別紙及び添付資料は省略)

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 経過

本件異議申立てに係る経過は以下のとおりである。

平成27年8月28日付けで異議申立人が、日本年金機構の特定年金事務所窓口において、本件対象文書の開示請求を行った。

これに対し諮問庁は、本件対象文書は特定の法人に関する情報についてのものであり、本件対象文書を存在しているか否かを回答するだけで法5条2号イに該当するとして、法8条の規定に基づき、本件対象文書の存在を明らかにせず不開示とした。

しかし、異議申立人は、本件不開示決定を取り消すとの決定を求める異議申立てを行った。理由としては以下を主張している。

・本件は、特定の法人事業所に係る保険料の督促状況に関する情報の開示を求めたものであるが、当該法人には厚生労働省のみならず、弊社を含む多くの企業が被害を受けていることから、異議申立人は開示すべきであると主張しているものである。

### 2 諮問庁としての見解

上記の第2の2(1)ア及びイについては、本件開示決定の内容に対する異議ではない。

本件開示請求は、特定の法人事業所に係る保険料の督促状況が分かる書類を求めたものであるが、督促状況については、その存否を回答するだけで、その法人が督促を受けたかどうかを明らかにさせることになる。

仮に、本件対象文書が存在する場合は、当該法人に対する信用を低下させ、取引先との関係が悪化したり、新たな人材の確保が困難になることが予想されるなど、事業活動に支障を及ぼし、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イの不開示情報に該当するものと考ええる。

したがって、事業所に対する督促状況に関する開示請求は、法8条に規定する存否応答拒否を行う事案として不開示決定すべきものと考ええる。

### 3 結論

以上のことから、本件については、諮問庁の判断は妥当であり、本件不服申立ては棄却すべきものと考ええる。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年10月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月24日 異議申立人から意見書及び資料を收受
- ④ 平成28年9月15日 審議
- ⑤ 同月29日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、「日本年金機構の特定組合に対する督促の状況がわかる書類（平成27年7月末まで）」（本件対象文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条2号イの不開示情報を開示することになるため、本件対象文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、異議申立人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の適否について検討する。

### 2 本件対象文書の存否応答拒否の適否について

- (1) 法5条2号イは、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示情報として規定している。

(2) 本件開示請求は、特定組合を名指しして、日本年金機構による当該特定組合に対する督促の状況が分かる文書の開示を求めるものである。督促とは、厚生年金保険法86条1項、健康保険法180条1項等の規定により、厚生年金保険料、健康保険料等を滞納する者に対して期限を指定して行われるものであり、また、督促の事務は、厚生労働大臣から日本年金機構に委託されている。

本件対象文書の存否を答えることは、特定組合が、厚生年金保険料等を滞納し、その納付の督促を受けたという事実の有無を明らかにするものと認められる。

(3) 特定組合が、厚生年金保険料等を滞納し、その納付の督促を受けたという事実の有無を明らかにした場合、特定組合の信用を低下させ、取引先との関係が悪化したり、新たな人材の確保が困難になることが予想されるなど、事業活動に支障を及ぼし、当該特定組合の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。このため、本件存否情報は法5条2号イに該当する。

(4) したがって、本件対象文書の存否を答えることは、法5条2号イの不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否したことは妥当である。

### 3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条2号イに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号イに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

## (第3部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子